

公定価格について

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

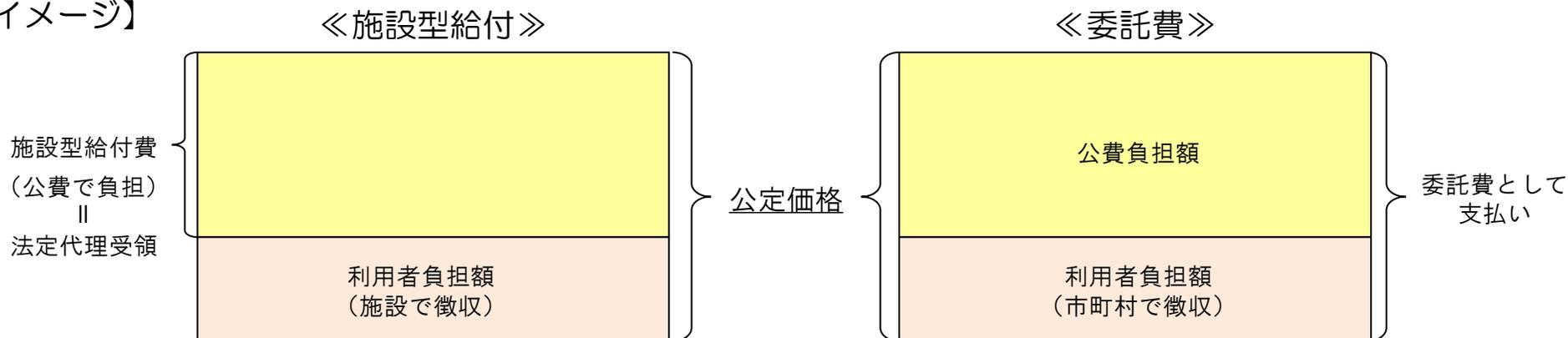
（子ども子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

※市町村が定める利用者負担額のほか、実費徴収（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための費用。事前説明・同意を要する）が可能。

【イメージ】



公定価格の骨格（全体イメージ）

- 幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、従前の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の向上」を反映し、骨格を設定。
- 本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の向上項目を基に作成。質の向上項目等に必要1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程で確保に取り組むものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の向上項目についても更なる充実が図られていくことになる。

基本額（1人当たりの単価）

- 共通要素①：地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素②：人件費、事業費、管理費

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

<教育標準時間（1号）認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

※事務職員(2日分)追加

<保育標準時間・短時間（2号・3号）認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

※保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加
 ※研修代替要員費を追加

※赤字下線部分は「質の向上」による事項

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主幹教諭等専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主任保育士専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※幼稚園の場合

従前水準ベース

基本額

- ▶ 人件費 【教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1

 - ・園長
 - ・教諭(年齢別学級編制確保分含む)
 - ・学校職員
 - ・非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- ▶ 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- ▶ 事業費
 - ・教材費等

加算額

- ▶ 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
 - ・副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - ・チーム保育加配加算
 - ・通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
 - ・処遇改善等加算
- ▶ 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - ・外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - ・施設機能強化推進費加算
 - <幼稚園等の所在地域に応じて加算>
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算 等

調整

- ▶ 配置基準を満たさない場合(経過措置) 等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- ▶ 人件費
 - 事務負担への対応
 - ▶ 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算により対応するもの

- ▶ 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - ・主幹教諭等を専任化するための職員を加配
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)
- ▶ 主に管理費
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

※「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

保育標準時間・短時間(2号・3号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

※保育所の場合

従前水準ベース

基本額

【保育士の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

- 人件費
 - ・保育士
 - ・調理員
 - ・非常勤職員(嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・給食材料費、保育材料費等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・所長設置加算
 - ・事務職員雇上費加算
 - ・主任保育士専任加算
 - ・夜間保育加算
 - ・処遇改善等加算
 - ・入所児童処遇特別加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - ・施設機能強化推進費
 - ＜保育所等の所在地域に応じて加算＞
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

加算により対応するもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合

等

認定こども園に関する公定価格の骨格(全体イメージ)

- 認定こども園の認可基準等を基に、「質の向上」を反映した上で、教育標準時間(1号)、保育標準時間・短時間(2号)において対応する費用を整理・振り分けを行い、骨格を設定。

基本額 (1人当たりの単価)

- ▶ 共通要素①：地域区分別(8区分)、利用定員別(18区分)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- ▶ 共通要素②：人件費、事業費、管理費

各種加算等

- ▶ 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

<教育標準時間(1号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

<保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

※赤字下線部分は「質の向上」による事項

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・ <u>3%充実</u>)
<u>小学校接続加算</u>	円
<u>第三者評価受審加算</u>	円
<u>減価償却費等加算</u>	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

※保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加(2・3号のみ)

※研修代替要員費を追加(2・3号のみ)

※事務職員(2日分)追加(共通)

※主幹保育教諭等専任化、子育て支援活動費を追加(共通)

認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

※下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

- 青字: 幼稚園と共通の項目
- 赤字: 保育所と共通の項目
- 黒字: 幼稚園及び保育所と共通の項目

従前水準ベース

基本額

【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

- 人件費
 - 園長
 - 保育教諭(年齢別学級編制確保分含む)
 - 調理員、学校職員
 - 非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - 給食材料費、教材費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
 - 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - チーム保育加配加算
 - 通園送迎、給食実施加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - 施設機能強化推進費
 - ＜所在地域に応じて加算＞
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算 等

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合
- 配置基準を満たさない場合(経過措置) 等

質の向上ベース

基本額に組み込むもの

- 人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - 保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配
 - 子育て支援に係る事務経費
 - 事務負担への対応
 - 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

※認定こども園では実施義務

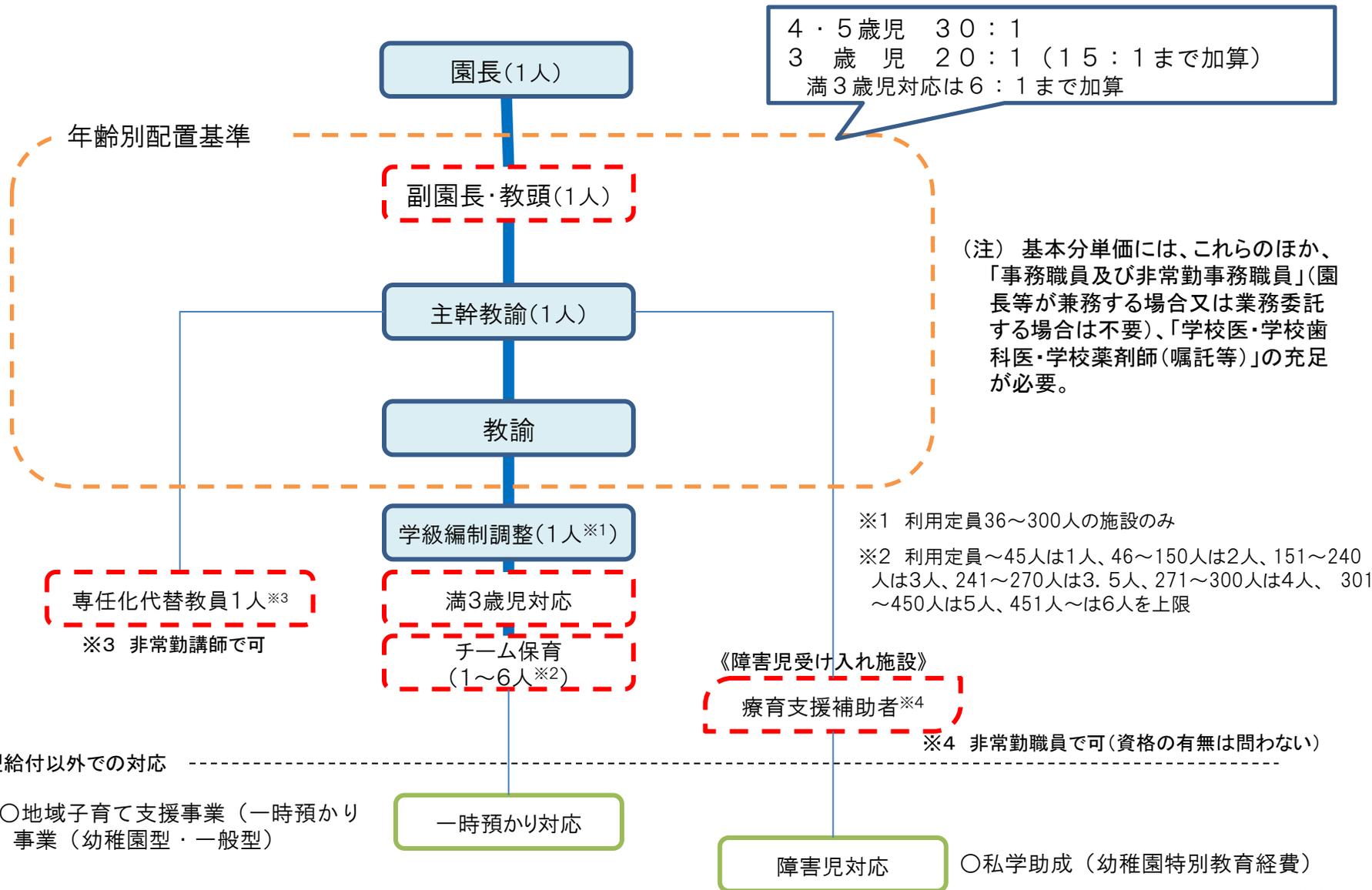
加算により対応するもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - 3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

※「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

公定価格からみた幼稚園における職員配置のイメージ

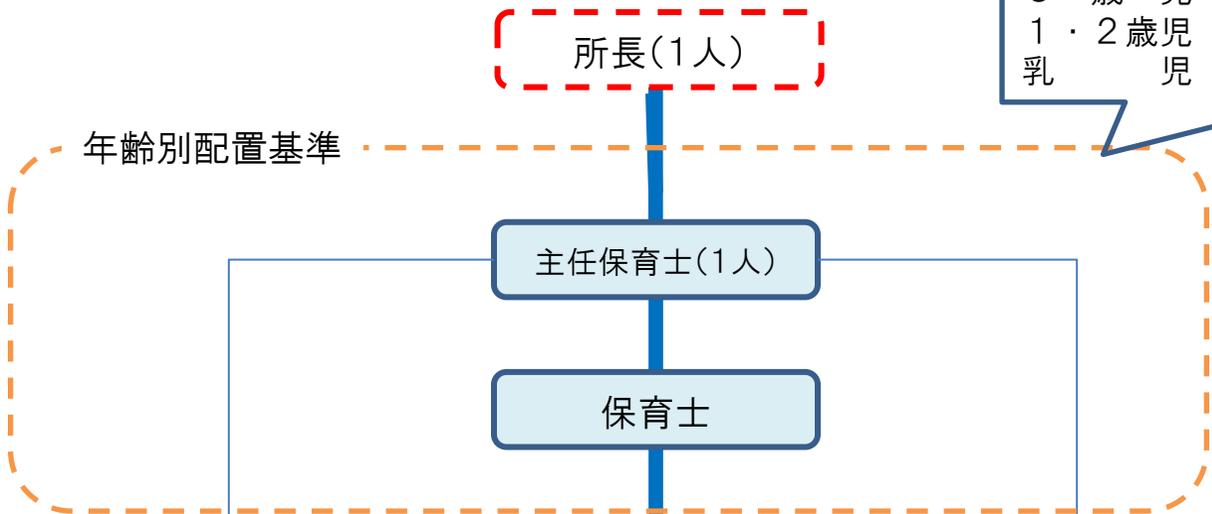
 : 基本分単価 ※基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない
 : 加算



公定価格からみた保育所における職員配置のイメージ

 : 基本分単価 ※基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない
 : 加算

4・5歳児	30 : 1
3歳児	20 : 1 (15 : 1 まで加算)
1・2歳児	6 : 1
乳児	3 : 1



(注) 基本分単価には、これらのほか、「調理員※4」「非常勤事務職員」(園長等が兼務する場合又は業務委託する場合は不要)、「嘱託医・嘱託歯科医」の充足が必要。

専任化代替保育士1人

休日保育・夜間保育対応

《障害児受け入れ施設》
療育支援補助者※3

- ※1 利用定員90人以下の施設のみ
- ※2 保育標準時間認定子どもの割合が低い場合は非常勤も可
- ※3 非常勤職員で可(資格の有無は問わない)
- ※4 利用定員40人以下は1人、41～150人は2人、151人～は3人(うち1人は非常勤)

----- 以下は施設型給付以外での対応 -----

○地域子育て支援事業(延長保育事業)

延長保育対応

障害児対応

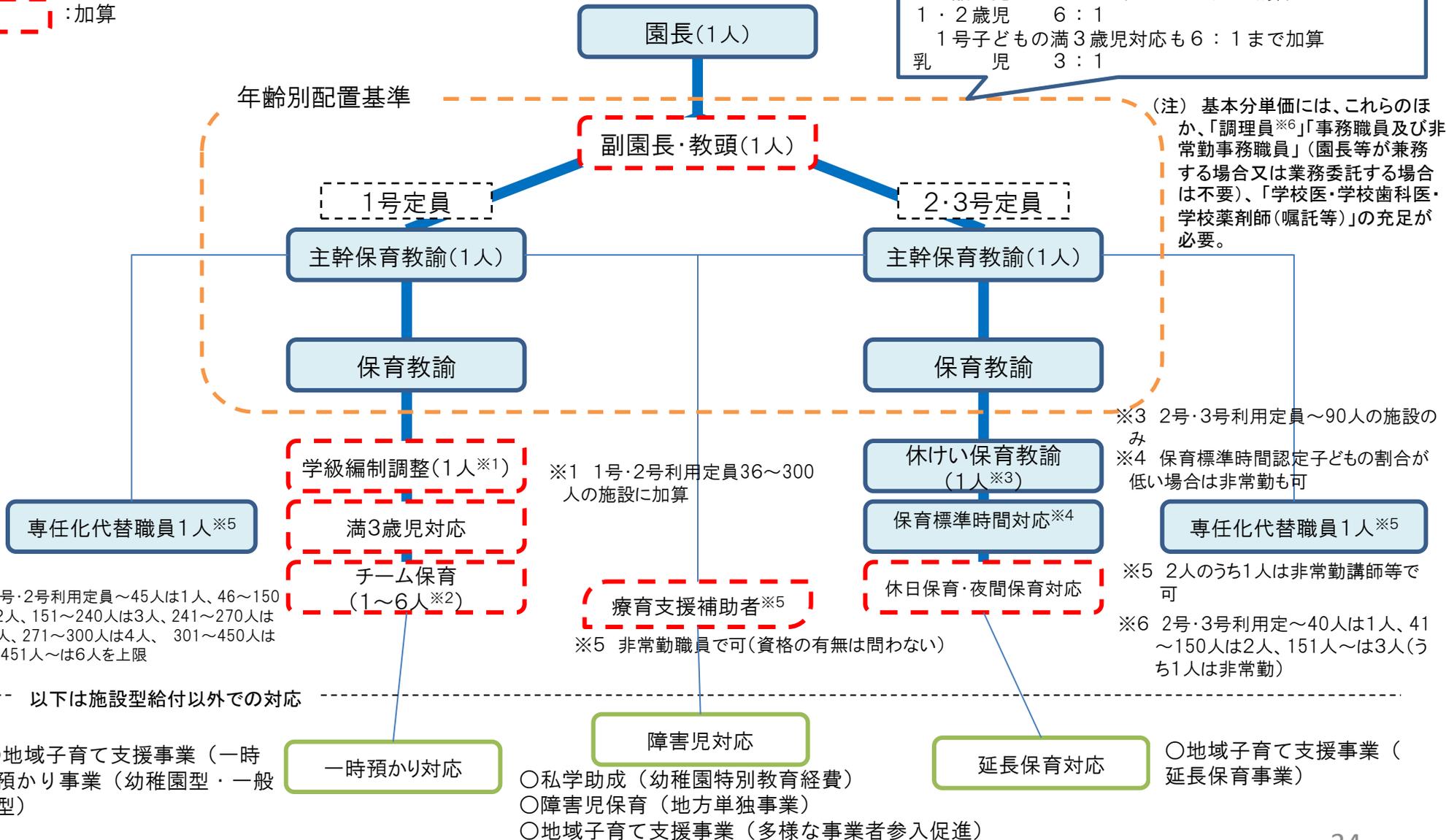
公定価格からみた認定こども園における職員配置のイメージ

 : 基本分単価
 : 加算

※基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない

4・5歳児	30 : 1
3歳児	20 : 1 (15 : 1まで加算)
1・2歳児	6 : 1
1号子どもの満3歳児対応	6 : 1まで加算
乳児	3 : 1

年齢別配置基準



(注) 基本分単価には、これらのほか、「調理員※6」「事務職員及び非常勤事務職員」(園長等が兼務する場合又は業務委託する場合)、「学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託等)」の充足が必要。

※3 2号・3号利用定員~90人の施設のみ
 ※4 保育標準時間認定子どもの割合が低い場合は非常勤も可

※1 1号・2号利用定員36~300人の施設に加算

※5 2人のうち1人は非常勤講師等でも可
 ※6 2号・3号利用定~40人は1人、41~150人は2人、151人~は3人(うち1人は非常勤)

※2 1号・2号利用定員~45人は1人、46~150人は2人、151~240人は3人、241~270人は3.5人、271~300人は4人、301~450人は5人、451人~は6人を上限

----- 以下は施設型給付以外での対応

○地域子育て支援事業(一時預かり事業(幼稚園型・一般型))

一時預かり対応

○私学助成(幼稚園特別教育経費)
○障害児保育(地方単独事業)
○地域子育て支援事業(多様な事業者参入促進)

障害児対応

延長保育対応

○地域子育て支援事業(延長保育事業)